受付No.

測量成果の使用・複製承認申請書	
	令和 年 月 日
(あて先)鎌倉市長	受付時間: :
	お渡し予定:
申請者	
(楷書でお書きください) 住所(所在)	
氏名(名称)	
会社・自宅:	
連絡先 携帯電話:	
鎌倉市公共基準点管理保全要綱第3条第1項の規定により、次のとおり値	吏用・複製承認を申請します。
□ 街区基準点等 □ 都市基準点	
交付する測量成果の (細部点含む) (個別工事含	む)
種類及び内容 □ 道水路境界点	
確定図No.:	
交付の目的 □ 測量 □ 登記( )	□ その他( )
交付の範囲 鎌倉市 又は区域	地先
測 名 称 □ 申請者と同じ □ 未定 □	
量	
作 所 在 地 □ 申請者と同じ □ 未定 □ 業 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
** 担 当 者 □ 申請者と同じ □ 未定 □ 者 ■ □ 申請者と同じ □ 未定 □	
街区基準点等 … 該当地の基準点網図(	· ·
添付書類 都市基準点 … 案内図(写)	2部 <u>(該当箇所着色)</u>
道水路境界点 … 土地境界確定図(写)	2 部 <u>(該当箇所着色)</u>
支払方法 □ キャッシュレス □ 現金	□ 証紙 □ 未定
職員使用欄	交付年月日
(枚数) (交付手数料計)	令和 年 月 日
枚 × 50円 =円	<b>支払内訳(交付手数料)</b> キャッシュレス 円
(網図 枚) □公用 □日本測地系(複写料 円)	現金
その他備考欄	証紙
※ 交付の際は、枚数に応じた交付手数料をお支払いただきます。	・8 時30分~10時までの申請
※ 交付日から <b>2箇月以内</b> に担当課窓口でお受け取りください。	⇒ <b>13時以降</b> に交付可能
2 箇月を超えて受けとらなかった場合は、申請を取下げたもの	・10時~12時までの申請
とみなします。	┃ ⇒ <u>15時以降に交付可能</u> ┃ .  ・13時~16時までの申請
※ 都市基準点について、都市基準点は、平成3年までに市内全域に設置をした1~4級基準点及び個別工事で設置したものが	・13時~10時までの中間   ⇒ <b>翌開庁日9時以降</b> に交付可能

あれば交付します。

※ 原則として、**世界測地系成果**を交付します。

Ⅰ・16時以降に申請

⇒**翌開庁日13時以降**に交付可能